

令和6年11月28日
総務部職員課

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

特別区人事委員会の勧告等に伴う職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給与改定にかかる規定整備を行う。

2 改正の概要

(1) 第1条による改正

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.1月引き上げる。(第16条、第16条の2関係)

(2) 第2条による改正

第1条の改正規定から会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き下げることにより、調整を行う。(第16条、第16条の2関係)

3 施行期日

第1条の改正規定は公布の日から、第2条の改正規定は令和7年4月1日からとする。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
【第1条（当初）】 第1条～第15条 （略） （期末手当） 第16条 （略） 2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 （略） （勤勉手当） 第16条の2 （略） 2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 （略） 第17条～第21条 （略） 別表 （略）	【第1条（公布の日施行）】 第1条～第15条 （略） （期末手当） 第16条 （略） 2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 （略） （勤勉手当） 第16条の2 （略） 2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 （略） 第17条～第21条 （略） 別表 （略）

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
【第2条（公布の日施行）】 第1条～第15条 （略） （期末手当） 第16条 （略） 2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 （略） （勤勉手当） 第16条の2 （略） 2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 （略） 第17条～第21条 （略） 別表 （略）	【第2条（令和7年4月1日施行）】 第1条～第15条 （略） （期末手当） 第16条 （略） 2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 （略） （勤勉手当） 第16条の2 （略） 2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3・4 （略） 第17条～第21条 （略） 別表 （略）

【江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年
月江東区条例第 号）附則】

現行	改正案
	附 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、 第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行す る。